

電気用品調査委員会 部会規約

制定：令和7年3月12日

(目的)

第1条 本規約は、電気用品調査委員会（以下「委員会」という）規約第5条（部会）第2項に定める部会に関する事項の詳細を定める。

(部会の業務)

第2条 部会は、委員会規約第2条（委員会の業務）の業務を達成するため、必要な検討を行い、委員会に検討結果を報告する。

(部会及び委員)

第3条 部会の委員は、次の各号に掲げる者から、委員会の承認に基づいて選任し、委員会委員長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 登録検査機関
- 三 使用者団体
- 四 販売業者団体
- 五 製造業者団体
- 六 電気事業者又は電気事業団体
- 七 その他電気用品に関係ある団体

2 次の各号の一つに該当する場合、委員会の議を経て、委員の資格を取り消す。

なお、資格が取り消された場合の再任は、その経緯を踏まえ、委員会の議を経て、決定する。

- 一 委員が、委員会の規約に反した時、又は委員会の目的に反する行為を取った時。
- 二 委員が所属する団体が、委員会の名誉を汚す、又は著しく社会的信用を失うような行為を取った時。

3 部会には、部会長1名を置き、また必要に応じて副部会長を置くことができる。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選とする。

5 部会長は、部会を総括し、また必要に応じて部会を招集し、その議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(WG)

第4条 部会は、第2条に掲げる業務を達成する目的で、技術的事項の審議検討を行うため、WG (Working Group) を設けることができる。

2 WGの委員は、第3条第1項の各号に掲げる者のうちから部会長が委嘱する。

3 WGには、主査1名を置く。また必要に応じて副主査を置くことができる。

4 主査及び副主査は、WGの委員の互選とする。

5 主査は、WGを総括し、また必要に応じてWGを招集し、その議長となる。

6 WGは、第2条の活動を達成するため、必要な審議を行い、部会に検討結果を報告する。

(任期)

第5条 部会及びWGの委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(参加)

第6条 次の各号の一つに該当する場合、部会及びWG、その他の会合に参加することができる。

一 関係官庁の職員

二 第3条第1項の各号に所属する者で、委員会での審議事項に関係のある利害関係者、有識者等

三 団体に属さない個人であっても、部会長及びWG主査の承認を得た者

(その他)

第7条 この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、委員会規約第17条(その他)に従い、幹事会及び委員会の議を経て定める。

以上